

第 68 号議案

大田区公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

昭和 47 年に供用開始した平和島駅前公衆便所は、区が京浜急行電鉄㈱から所有地を無償で借用し、40 年以上に亘り区内外の皆様に利用されてきた。

令和 3 年 6 月のまちづくり環境委員会で報告したとおり、京浜急行電鉄㈱から耐震補強工事に伴う同公衆便所の解体要請を受け、区は令和 3 年 5 月 7 日付けで京浜急行電鉄㈱へ要望書（「平和島駅前公衆便所の存続及び駅周辺の環境整備に関する要望について」）を提出した。

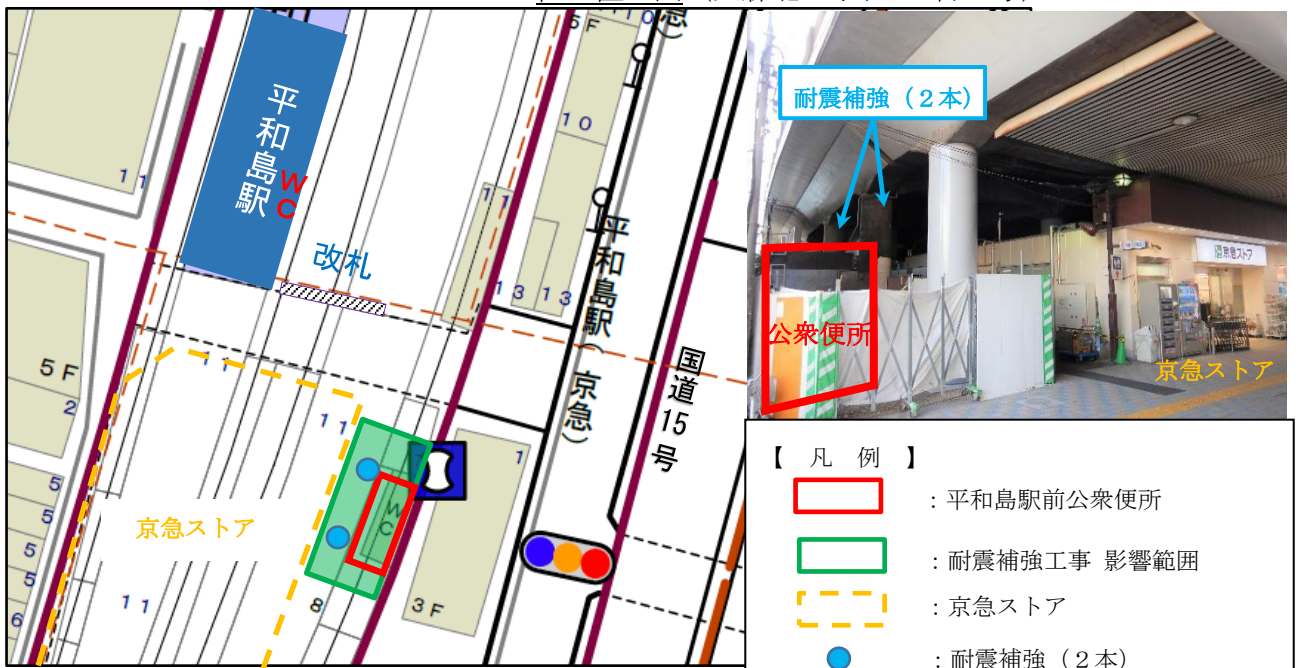
その後、京浜急行電鉄㈱から令和 3 年 6 月 24 日付けで正式に回答書が提出され、同公衆便所の存続及び撤去後の駅に近接した代替地の提供は不可であるが、引続き代替えの便所の設置を検討する旨の回答であった。

この最終回答を受けて、当公衆便所を廃止とするため、「大田区公衆便所の設置及び管理に関する条例」別表に規定されている「平和島駅前公衆便所」の項目を削除する条例改正を行うものとする。

記

- | | |
|---------|-----------------|
| 1 公衆便所名 | 平和島駅前公衆便所 |
| 2 改正内容 | 新旧対照表のとおり |
| 3 施行年月日 | 令和 3 年 11 月 1 日 |

位 置 図 (大森北六丁目 28 番 1 号)



大田区公衆便所の設置及び管理に関する条例（昭和28年条例第18号）新旧対照表

例規集P 3535～

新		旧	
○大田区公衆便所の設置及び管理に関する条例 昭和28年6月11日 条例第18号		○大田区公衆便所の設置及び管理に関する条例 昭和28年6月11日 条例第18号	
第1条から第4条まで（略） 別表（第2条関係）		第1条から第4条まで（略） 別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
平和島入口公衆便所	大田区大森本町一丁目9番6号先	平和島入口公衆便所	大田区大森本町一丁目9番6号先
大森駅山王口公衆便所	同 山王二丁目2番9号	大森駅山王口公衆便所	同 山王二丁目2番9号
大森駅前広場公衆便所	同 大森北一丁目2番3号先	大森駅前広場公衆便所	同 大森北一丁目2番3号先
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>平和島駅前公衆便所</u>	<u>同 大森北六丁目28番1号</u>
以下（略）	以下（略）	以下（略）	以下（略）
<u>付 則</u> <u>この条例は、令和3年11月1日から施行する。</u>			